

NewsLetter

2022 4 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jimcom

HP <http://misaki-jim.com>

今月のCONTENTS

1. みさきコラム
2. 令和 4 年度の雇用保険料率が公表されました
3. 三崎事務所からのお知らせ
4. 企業で取り組むカスハラ対策
5. スタッフコラム（今回は正村です）
6. 三崎事務所からのお知らせ

みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎事務所の三崎です。

3 月はあっという間に終わり、4 月になりました。年度替わりこの時期は、制度の変更や保険料率の変更などありますので、このニュースレターでも順次ご案内してゆきますので、ぜひご確認いただければ、と思います。

毎年この時期、助成金の申請条件も変わってまいります。要件緩和されるものもありますが、キャリアアップ助成金などは、年々申請条件が厳しくなっています。助成金は確かに受給できるとうれしいものですが、そのために必要性を感じていない社内制度を設けるのは費用対効果としてどうなのかな・・・と考えてしまいます。自社に合った内容かどうかを精査して、受給検討することが必要かと思います。

また、この 4 月から、育児介護休業法の改正、パワハラ対策義務化など、会社での取り組みが求められるようになりましたので、順次ご案内いたします。

弊所の業務としては、ここ数ヶ月も、なかなか減少しないコロナ感染者・濃厚接触者の休業・休職による給付金の申請対応に相変わらず追われておりました。3 回目のワクチン接種も、進んでいるのですが、感染者数が減らないのがとても気になります。

4 月以降もコロナ感染者数の動きには注意してゆかざるを得ないですね、

今年の桜、じっくり鑑賞する時間がありませんでした。これからゴールデンウィークにかけては、新緑の季節になりますね。

個人的には、芽吹き季節はとても好きな季節になりますので、楽しみです。

令和4年度の雇用保険料率が公表されました

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率

率は以下のとおりです。

・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。労働者の保険料率は変わりません、

・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。

・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい！

三崎事務所からのお知らせ

労働保険料 年度更新手続きのお知らせ

今年も、労働保険料の年度更新手続きの季節がやってまいりました。

弊所に手続きをご依頼の会社様は、下記の期間の賃金台帳を三崎事務所あて、お送りいただきますよう、お願い申し上げます。

(すでに賃金台帳をご提出いただいている会社様は結構です。)

対象期間 : 2021年4月~2022年3月まで

対象者 : パート・アルバイト含む 全社員分

※郵送、メールによるデータ送付どちらでも結構です。

お手数おかけいたしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

こちらのお知らせに関しまして、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

☎ 03-3754-6424

企業で取り組むカスハラ対策

◆カスタマーハラスメントとは？

カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）とは、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指します。令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、カスハラに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組みを行うことが望ましいこと、また、被害を防止するための取組みを行うことが有効であること等が定められました。

◆判断基準は企業内で統一

「これってカスハラ？」と従業員が思ったときに、判断基準が曖昧では、対応に遅れが出てしまいます。各企業で、あらかじめ判断基準を明確にしたうえで、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要です。その際は、

- ①顧客等の要求内容に妥当性はあるか
 - ②要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲か
- という観点が有用です。

◆何から始める？

厚生労働省から示されているカスハラ対策の基本的な枠組みは、以下の通りです。

【事前の準備】

- ① 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ② 従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
- ③ 対応方法、手順の策定
- ④ 社内対応ルールの従業員等への教育・研修

【実際に起こったら】

- ⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥ 従業員への配慮の措置
- ⑦ 再発防止のための取組み
- ⑧ その他の措置



自社でどのような事例が起こり得るか、現場を含めて検討し、社内でしっかり準備しておきましょう。

【厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html



スタッフコラム

コロナ第6波の1、2月を何とか乗り越え、3月半ばに我が家に長男が志望大学に合格という春がやってきました。「短期集中」「やればできる」「最後まで伸びる」「為せば成る」「受験は団体戦」「明日やろうはばかやろう」「果報は寝て待て」！？ 様々な金言、格言のいい所どりをし、鵜呑みにし、いえ、自分を信じて、よくやったものだと思います。不思議と焦りのない当人よりも新しい仕組みに悪戦苦闘する母でした。前日の食事や当日のお弁当の食材選び、お守り、合格鉛筆、胃腸薬、キットカット、すぐれる物はあれこれ用意し見境がないこと。さて、ふと見ると中学3年になる次男がいるではありませんか。次は高校受験です。(スタッフ：正村)



令和4年4月からの年金制度

年金制度改正法（令和2年法律第40号）等の施行により、年金制度の一部が改正されます。4月からどのように変わるのか見ていきます。

◆ 繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます（現在の上限は70歳）。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます（現在は5年）。

◆ 繰上げ受給の減額率の見直し

年金の繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます（現在は0.5%）。

◆ 在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に）。

◆ 加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年（中高齢者等の特例に該当する方を含む）以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります（経過措置あり）。

◆ 在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。

◆ 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

【日本年金機構「令和4年4月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>